

企業再生・債権管理ニュースレター

2022年11月号

**事業再生ADR不成立後に簡易再生手続を利用して、
事業再生ADRで策定した再生計画と同内容の再生計画を
短期間で成立させた本邦初の事例**

- はじめに
- 簡易再生スキームの概要
- 簡易再生スキームを利用した実例
- 今後の課題と展望

森・濱田松本法律事務所

弁護士 藤原 総一郎
弁護士 稲生 隆浩
弁護士 片桐 大
弁護士 石田 渉
弁護士 川端 遼
弁護士 原田 昂
弁護士 菊池 春香

はじめに

新型コロナウイルスの感染拡大やロシアによるウクライナ侵攻の長期化などもあり、世界経済を支えるアメリカや中国ではリセッションの兆しが見られ、国内経済も原材料価格の高騰、急速な円安などにより厳しい経済情勢が続く状況となっています。このような社会・経済環境の中、政府の金融緩和政策により、何とか資金を調達して対応してきた日本企業の多くが、結果として過剰債務を抱える状態に陥っており、今後、その削減が大きな課題となることは避けられません。

企業としては、資産や事業の売却代金で債務を返済したり、経費の削減等による収益の改善を図り弁済原資を確保したりするといった自助努力により、過剰債務の削減に努めることが必要不可欠です。もっとも、自助努力のみでは、どうしても過剰債務を削減できないという企業も少なくありません。そのような場合には、私的整理手続又は法的整理手続を利用して、抜本的なデット・リストラクチャリングを実現することが必要となります。

法的整理手続とは、民事再生手続や会社更生手続などの裁判所の監督下で行われるリストラクチャリングの手続ですが、商取引債権者等を含む全ての債権者が対象となり、申立てに伴って弁済が禁止され、債務免除の対象となるのが原則です。また、外部に公表され、「倒産」や「経営破綻」などと報道されることも多いのが実情です。そのため、法的整理手続を申し立てると、直ちに信用不安が生じ、商品の納入が停止されたり、後払いでの取引（いわゆる掛取引）ができなくなることも多く、債務者の事業価値の著しい毀損を招くこととなります。

これに対して、私的整理手続は、原則として、銀行等の金融債権者のみを対象債権者とし、また、手続の開始や遂行が公表されず、対象債権者とのみ協議を行いながら進められる、「金融調整の一手法」と位置付けられます。そのため、商取引債権者から商取引の中止等を求められるといった事態は生じにくく、債務者の事業価値の著しい毀損は避けられます。事業再生の実務においては、このような利点を生かすべく、私的整理手続

企業再生・債権管理ニュースレター

を利用した再建事例が一般化しており、その中でも、公正な手続を担保するため、事業再生 ADR 等の制度化された私的整理手続（いわゆる準則型私的整理手続）が利用されています。

しかし、私的整理手続によるデット・リストラクチャリングを実現するには、対象債権者の全員の同意が必要であり、それが実現できない場合には、原則として、法的整理手続へ移行することになります。もともと全ての対象債権者から同意を得ること自体が容易ではないうえ、特に、対象債権者の中に、他の債権者とは異なる価値判断・行動原理を有する当事者（例えば、少額債権者・海外債権者・政府系金融機関等）が含まれる場合には、全ての対象債権者の同意を取得することはより困難となります。

このような問題意識のもと、従来から、有識者による「事業再生に関する紛争解決手続の更なる円滑化に関する検討会」にて、私的整理手続において反対債権者がいる場合にもなお事業再生を可能にする法的枠組みの一つとして、事業再生 ADR 不成立後直ちに民事再生の一種である簡易再生手続に移行する、いわゆる「簡易再生運用改善モデル」が議論され（[本ニュースレター-2015年9月号](#)ご参照）、また事業再生 ADR 等の準則型私的整理手続が不成立となった後の法的整理を円滑に進めるための産業競争力強化法（以下「産競法」といいます。）の改正などもされてきました（[本ニュースレター-2018年4月号](#)ご参照）。

今般、当職らが申請代理人として関与したマレリホールディングス株式会社（以下「マレリ HD」といいます。）の事業再生 ADR においては、一部債権者からの同意が得られず、事業再生 ADR が成立しなかったことから、直ちに簡易再生手続に移行し、金融債権者のみを対象として、各債権者等の協力の下で、申立てから僅か 25 日で再生計画案を可決・認可させ、事業再生 ADR が成立した場合と同内容のデット・リストラクチャリングを迅速に実現することができました。

本号では、このような事業再生 ADR 不成立後に簡易再生手続を活用したスキーム（以下「簡易再生スキーム」といいます。）の概要について解説したうえで、本邦で初めて簡易再生スキームを利用したマレリ HD の事例を紹介するとともに、今後の法改正に向けた展望について解説いたします。

・ 簡易再生スキームの概要

1. 簡易再生手続とは

簡易再生スキームについて説明する前提として、まず簡易再生手続について簡潔に解説します。簡易再生手続とは、民事再生法に定められた民事再生手続の特則で、通常の民事再生手続が開始したのちに、再生債権の調査・確定手続を省略すること等によって、簡易・迅速な再生計画の可決・認可を可能にする制度です（民再 211 条以下）。

簡易再生手続の主要な特徴は以下のとおりです。

企業再生・債権管理ニュースレター

簡易再生申立て時期	(民事再生手続開始決定が行われていることを前提に) 債権届出期間が経過した後、一般調査期間の開始前(民再 211 条 1 項)
簡易再生申立て要件	届出再生債権者の総債権について裁判所が評価した額の 5 分の 3 以上を有する再生債権者が、再生債権の調査及び確定手続を経ないこと、及び再生債務者が提出した再生計画案、の両方に同意していること(民再 211 条 1 項)
簡易再生開始の効果	再生債権の調査・確定手続を経ることなく速やかに再生計画案の提出・債権者集会の開催へと移行(民再 212 条 1 項等)
みなし同意	簡易再生申立て時に再生債務者が提出した再生計画案に同意した届出再生債権者は、当該同意を撤回する旨の書面を提出しない限り、債権者集会に出席しなくても、債権者集会に出席して再生計画案に同意したものとみなされる(民再 214 条 3 項)

以上から分かるとおり、簡易再生手続は、民事再生手続を簡易かつ迅速に完了させる制度です。ただし、早期に再生計画案を作成しなければならず、かつ、当該再生計画案に関し一般調査期間開始前までに届出再生債権者の 5 分の 3 以上の同意を取得しなければならないことによる負担が大きいなどといった理由から、簡易再生手続を利用する事例は限定的なケースに限られていました。

2. (私的整理手続からの移行による) 簡易再生スキームの特徴

上記のとおり、実務家からは、私的整理手続において、少数の債権者の反対により合理的な事業再生計画案が成立しなかった場合に、同内容の再生計画案を簡易迅速に可決させる方策として簡易再生手続の活用が期待されてきました。また、産競法の改正等がなされ、以下のとおり、仮に事業再生 ADR 等の準則型私的整理手続が一部の債権者の反対によって不成立に終わったとしても、簡易再生スキームに速やかに移行し、従前の私的整理手続と実質的に同一の枠組みで、債権者の多数決によって(私的整理手続において提出されたものと)実質的に同一の再生計画案を成立させることを実現しやすくする規定が設けられました。

	事業再生 ADR	民事再生・ 簡易再生手続	趣旨・目的
手続実施者・監督委員の 選任 (産競法 49 条)	手続開始時に、事業再生実務家協会(JATP)	裁判所は、事業再生 ADR において手続実施者が和解の仲介を	従前より関与している手続実施者が監督委員に選任されることで、

企業再生・債権管理ニュースレター

	事業再生 ADR	民事再生・ 簡易再生手続	趣旨・目的
	により手続実施者の選任	施していたことを考慮したうえで監督委員の選任を行う	手続の連続性を確保し、迅速な民事再生手続の遂行を実現する
商取引債権の保護 (産競法 59 条 1 項、60 ~ 62 条)	債務者は、事業再生 ADR 期間中の原因に基づいて発生した債権に関し、 当該債権が少額であること 当該債権を早期に弁済しなければ債務者の事業の継続に著しい支障を来すこと について JATP の確認を求めることができる	裁判所は、左記確認を経た債権(確認債権)については、その確認があったことを考慮して、 弁済禁止の保全処分の対象にするか否か 少額債権(民再 85 条 5 項)として弁済できるか 確認債権を優先的に弁済する再生計画案が民再 155 条 1 項ただし書に規定する「少額の再生債権について別段の定めをし再生債権者の間に差を設けても衡平を害しない場合」に該当するかどうか を判断	民事再生手続に移行した場合でも、事業継続に不可欠な商取引債権が保護される予見可能性を高めることで、事業価値の毀損を防止する
プレ DIP ファイナンス (私的整理手続中のつなぎ融資)の保護 (産競法 56 条 1 項)	債務者は、プレ DIP ファイナンスが 債務者の事業の継続に欠くことができないものとして経済産業省令で定める基準に適合するものであること プレ DIP ファイナンスの弁済を、他の対	裁判所は、JATP が左記確認を行っていることを考慮したうえで、プレ DIP ファイナンスの弁済を再生債権よりも優先する旨の規定がある再生計画案が民再 155 条 1 項ただし書の「再生債権者の間に差を設けても公平を害し	民事再生手続に移行した場合でも、つなぎ融資債権が優先的に弁済される予見可能性を高めることで、資金調達をしやすいとする

企業再生・債権管理ニュースレター

	事業再生 ADR	民事再生・ 簡易再生手続	趣旨・目的
	象債権者の債権の弁済より優先することについて対象債権者全員の同意を得ていること の双方について、JATPの確認を求めることができる	ない場合」に該当するか否かを判断（産競法 57 条）	
簡易再生の決定(再生計画案の不認可事由の有無) (産競法 65 条の 3 第 1 項)	対象債権総額の 60%以上の債権を有する対象債権者が事業再生 ADR 上の事業再生計画案に同意している場合、JATP に対して、「当該事業再生計画案に基づいて行う債権カットが債務者の事業再生に欠くことができないものとして経済産業省令で定める基準に適合するものであることの確認を求めることができる	簡易再生申立て時には、裁判所は、JATP が左記確認を行っていることを考慮したうえで、「再生計画の決議が再生債権者の一般の利益に反すること」(民再 174 条 2 項 4 号)の有無を判断(産競法 65 条の 4)	民事再生手続に移行した場合に、簡易再生手続により再生計画が迅速に、かつそのまま確定される予見可能性を高め、事業価値の毀損を防止する

以上のように、産競法では、事業再生 ADR 等の準則型私的整理手続が、その後、法的整理手続に移行した際に、裁判所が従前の私的整理手続の内容を考慮する旨の規定が設けられ、後行する法的整理手続(民事再生手続)における商取引債権やプレ DIP ファイナンスの保護、簡易再生手続による迅速な再生計画の成立への予見可能性を高め、私的整理手続から法的整理手続への移行の円滑化が図られています。これらの規定によって、一部の対象債権者から同意を得られず事業再生 ADR が成立しなかったとしても、簡易再生手続を利用することによって、事業再生 ADR と同様の枠組みで、同様の再生計画案を早期に成立させることを可能にすることが期待されていました。

企業再生・債権管理ニュースレター

・簡易再生スキームを利用した実例

1. 事案の概要

上記 . の簡易再生スキームを利用した本邦初の事例が、マレリ HD の事案です。

持株会社であるマレリ HD を最終親会社とするマレリグループは、世界 20 か国以上に約 160 の子会社を持つ世界有数の自動車産業向けサプライヤーであり、新型コロナウイルス感染症の蔓延や半導体不足等による自動車生産台数の減少により、窮境に陥りました。

そこで、マレリ HD は、事業の再構築や経費の削減等の自助努力もしつつ、抜本的な財務体質の改善・資本の再構築のため、事業再生 ADR を利用し金融債権者に対して金融支援を要請することにしました。

マレリ HD は、事業再生 ADR において、金融債務による一部債務免除（DES を含む。）と既存株主である KKR からの新規出資を含む再建計画を金融機関に提出し、2022 年 6 月 24 日に開催された第 3 回債権者会議において、約 95%の金融機関から当該計画に対する同意を取得したものの、一部金融機関から同意を得られなかったため、事業再生 ADR は不成立に終わりました。

そこで、マレリ HD は、第 3 回債権者会議と同日の 2022 年 6 月 24 日に、事業再生 ADR 不成立後直ちに東京地方裁判所に対し再生手続開始申立てを行い、同日中に再生手続開始決定を得ました。その後、2022 年 7 月 7 日には簡易再生申立てを行い、同日中に簡易再生決定を得て、下記 2 のとおり非常に短期間で再生計画案の認可を実現し、再生手続を終結させました。なお、事業再生 ADR においては、主たる債務者であるマレリ HD に加えて、プレ DIP ファイナンスにおいて担保を提供して借入人となる子会社 4 社も申請主体となりました。もっとも、これらの子会社は自動車部品の製造を行っており、仮に民事再生手続を申し立てた場合には、サプライヤーへの支払に影響が及び、事業価値毀損につながるおそれがあったことから、マレリ HD のみが民事再生手続を申し立てました。

2. 簡易再生スキームを利用した実際のスケジュール

(1) マレリ HD を債務者とする民事再生手続及び簡易再生手続の実際の時系列は、下表のとおりです。東京地方裁判所が公表している民事再生手続標準スケジュール（右欄）と比べると分かるとおり、非常に短期間で再生計画案が可決・認可されるに至っています。

申立日からの日数	マレリ HD の事例	民事再生手続標準スケジュール (参考)
0 日	6 月 24 日	・民事再生手続開始申立て

企業再生・債権管理ニュースレター

申立日からの日数	マレリ HD の事例	民事再生手続標準スケジュール (参考)
	<ul style="list-style-type: none"> 民事再生手続開始申立て 再生計画案、財産評定書等を提出 民事再生手続開始決定 	
7日		<ul style="list-style-type: none"> 民事再生手続開始決定
12日	7月6日 <ul style="list-style-type: none"> 債権届出期限 	債権届出期間
13日	7月7日 <ul style="list-style-type: none"> 簡易再生申立て 簡易再生決定 	
25日	7月19日 <ul style="list-style-type: none"> 債権者集会(再生計画案可決) 再生計画の認可決定 	
1か月+7日		<ul style="list-style-type: none"> 債権届出期限
1か月+15日	8月9日 <ul style="list-style-type: none"> 再生計画の認可決定確定 再生手続の終結決定 	財産評定書、認否書、再生 計画案(草案)等の作成
1か月+16日	8月10日 <ul style="list-style-type: none"> クロージング(新規出資等) 	
2か月		<ul style="list-style-type: none"> 財産評定書提出期限 再生計画案(草案)の提出期限
2か月+1週間		<ul style="list-style-type: none"> 認否書提出期限
3か月		<ul style="list-style-type: none"> 再生計画案の提出期限
5か月		<ul style="list-style-type: none"> 債権者集会 再生計画の認可決定

(2) マレリグループの再建のためには、事業価値毀損を防止する観点から、マレリ HD の再生手続の期間を可能な限り短縮することが重要でした。そこで、例えば、以下のような対応を行いました。

まず、マレリ HD は、事業再生 ADR 不成立後直ちに(同日中に)東京地方裁判所に対し民事再生手続開始申立てを行いました。また、申立て後迅速に裁判所から開始決定が発令されること及び裁判所から今後のスケジュール(債権届出期限等)が提示されることが、マレリ HD の事業価値毀損防止につながることから、6月24日中に民事再生手続開始決定が発令されるよう関係者と調整を行い、同日中に同決定を得ました。

企業再生・債権管理ニュースレター

(3) さらに、マレリ HD は、民事再生手続開始申立てと同時に、事業再生 ADR における事業再生計画案と実質的に同内容の再生計画案を提出しました。

これは、(i)スポンサーである KKR から事業再生 ADR において提出した事業再生計画案と同条件での支援について了解を得られたこと、(ii)同計画案については、既に多数の金融機関から同意を取得できていたこと、(iii)民事再生・簡易再生手続においては、同計画案と実質的に同内容の再生計画案で法律上必要な同意を取得できる見込みが高かったことから、行われたものです。

加えて、財産評定書、125 条報告書など法令上提出が必要とされる書類を民事再生手続開始日に提出しました。このように、必要な書類をできる限り早期に全て提出するという工夫をしたことにより、その後の再生手続がどのように進行するかについて債権者は見通しが立てやすくなるとともに、早期に再生計画案が成立する見通しが高いことを取引先などの利害関係人に示すことができ、事業価値毀損の防止にも繋がりました。

(4) また、マレリ HD の事案においては、法令上は開始決定日から 2 週間以上 4 月以下とすることが原則とされている債権届出期間を短縮したり（民事再生規則 18 条 1 項 1 号）簡易再生決定日から 2 か月以内に実施すると定められている債権者集会（同規則 108 条 1 項）を簡易再生決定日から 2 週間以内で開催したりなど、実務上可能な限り迅速に再生手続が進行するよう工夫をしています。

3. 事業価値を維持するための方策

上記のとおり、マレリ HD の事案では、事業価値の毀損を防止するため、民事再生手続の利用主体をマレリ HD のみとすることに加え、法令上、可能な限りスケジュールを短縮して早期に再生計画案が可決、認可されるようにしましたが、それ以外にも以下のような対応を行いました。

(1) スポンサー（KKR）による支援条件の維持（信用補完）

事業再生 ADR 不成立後、簡易再生スキームにより、極めて短期間で再生計画案の可決・認可を得るには、同計画案を事業再生 ADR の事業再生計画案と同一の内容とすることが必要不可欠です。そうしないと事業再生 ADR の事業再生計画案に賛成していた債権者も、簡易再生の再生計画案を検討するための相応の期間が必要となるためです。そして、同一の内容の再生計画案にするためには、当然ながらスポンサーからの支援条件も維持してもらう必要があります。マレリ HD の事案では、マレリグループの事業に精通する既存株主である KKR がスポンサーとして再出資するという内容で事業再生 ADR の事業再生計画案を策定しましたが、本邦初の簡易再生スキームであったこともあり、スポンサーである KKR からすると手続の予見可能性が必ずしも高くないという問題がありました。しかし、KKR においても誠実にご検討いただいた結果、KKR からは、簡易再生スキームでも従前のスポンサー契約を解

企業再生・債権管理ニュースレター

除しないこと、支援条件についても維持すること、さらには手続中の資金繰り確保のために資金援助（DIP ファイナンス）を実行することについて合意を得ることができました。このように、民事再生を申し立てる時点で既にスポンサーが決定していたことで、マレリ HD の信用補完につながりました。

(2) 資金繰りの確保（プレ DIP ファイナンス・DIP ファイナンス）

マレリ HD は、資金繰り確保のため、事業再生 ADR 期間中に、対象債権者の同意を得てつなぎ融資による資金援助（プレ DIP ファイナンス）を受け、民事再生手続移行後直ちに、当該プレ DIP ファイナンスを共益債権化しました。

また、上記(1) のとおり、マレリ HD は、KKR との間で、簡易再生スキームへの移行に際し、民事再生（簡易再生）手続移行後も必要に応じて資金援助（DIP ファイナンス）を行うことについて合意しました。これにより、マレリ HD は、資金繰り破綻の懸念が払拭され、事業価値毀損の防止につながりました。

(3) 商取引債権の取扱い及び商取引債権者への説明

マレリ HD は、マレリグループの最終親会社たる持株会社であり、自動車部品の製造自体は行っていませんでした。そのため、事業価値の毀損を抑えるという観点から、上記のとおり、民事再生手続開始を申し立てるのはマレリ HD のみにしました。

もっとも、マレリ HD にも、一定の商取引債権者が存在したことから、事業価値の毀損を最小限にするために、マレリ HD の商取引債権も保護する必要がありました。

そこで、マレリ HD は、民事再生法上の少額債権弁済許可（民事再生法 85 条 5 項）を得たうえで、弁済期が到来した商取引債権については通常どおり支払を続けるとともに、商取引債権者は 100%保護すること（債権カットの対象としないこと）を定めた再生計画案を早期に提出し、また、商取引債権は完全に保護されることを商取引債権者に説明することで、再生手続が商取引債権者との取引に可能な限り影響を与えないようにしました。

(4) サプライヤー説明会や記者レクの開催

上記のとおり、マレリ HD は自動車部品の製造自体は行っていないため、マレリ HD の債権者に自動車部品を供給するサプライヤーは含まれず、簡易再生スキームに移行してもサプライヤーへの支払には全く影響はありませんでした。もっとも、マレリ HD の民事再生手続開始により、サプライヤーにはマレリグループとの取引に不安が生じることが予想されたことから、手続開始後速やかにサプライヤー説明会を開催し、サプライヤーへの支払には全く影響がないこと、資金繰りも確保できていること、KKR が引き続きスポンサーとなること及び簡易再生手続の概要とスケジュールなどを説明してマレリグループの再建への協力を依頼しました。

企業再生・債権管理ニュースレター

また、事業再生 ADR から簡易再生に移行する本邦初の事例であり、手続自体の理解が容易ではないうえ、その後のスケジュールなどは一般には予測ができませんでした。加えて、簡易再生の決定に先行して、通常の再生手続開始決定が発令されることもあり、海外も含めたメディア等においてネガティブに報道されることも考えられました。特に、マレリグループにおいて海外での取引も多いことから、報道による信用不安は強く懸念されました。そこで、マレリグループのメディア対応チームとも十分な協議をし、マスコミに簡易再生スキームについて正確に理解したうえで報道してもらうために、事業再生 ADR が不成立となった後、直ちに記者レクを開催することにし、解説資料も配付して簡易再生手続の概要とスケジュールを説明しました。その結果、簡易再生スキームについて誤った報道がされることはなく、また、サプライヤーに対する信用不安も最小限に抑制することができました。

(5) 海外子会社への説明

上記 1.のとおり、マレリグループは、世界 20 か国以上に約 160 の子会社を有しており、その中にはマレリ HD の金融債務に対する連帯保証人となっている子会社もありました。そのような子会社が存在するいくつかの法域では、現地法上当該子会社役員に倒産申立義務（自身が役員を務める会社が危機時期にある場合には役員自らが自社の倒産申立てを行う義務）が課されていました。

そこで、マレリ HD は、海外子会社に対して、日本における再生手続は事業継続を前提とするもので会社が清算・消滅することを前提とした破産手続とは異なること、親会社の再生手続中も（当該子会社を含む）マレリグループの資金繰りは確保されていること、再生計画案の成立の蓋然性が高いこと等を説明するなど綿密なコミュニケーションを図り、グループ全体での再建について理解を得るようにしました。

4. まとめ

以上のとおり、近年改正された産競法の規定を活用した簡易再生スキームにより、マレリ HD は、申立てから再生計画案の可決・認可まで 25 日間と極めて短期間で、金融債権者のみを対象として、事業再生 ADR における事業再生計画案と実質的に同内容の再生計画案を可決・認可させることに成功しました。

通常の民事再生手続では、申立てから再生計画成立までに 5 か月程度が必要になること、同期間中も刻一刻と企業の事業価値が毀損していくことに鑑みれば、簡易再生スキームの活用により短期間で再生計画を成立させられることは、再生を目指す企業にとって事業価値の毀損を防止できるという大きなメリットがあったと言えます。

企業再生・債権管理ニュースレター

． 今後の課題と展望

上記のとおり、簡易再生スキームは、私的整理手続において反対債権者がいる場合にもなお、可能な限り事業価値毀損を防止しつつ、早期に事業再生を実現する枠組みとして有用な手法であり、今後も、事案に応じて、同スキームの積極的な活用が期待されるところです。もっとも、簡易再生スキームにも、例えば、以下のような課題が残されています。

- (1) 簡易再生スキームは、(法的整理手続である)民事再生手続を利用しますので、手続開始申立ての事実が公知となります。法的整理手続である民事再生手続の開始が公表されること、特に「倒産」「経営破綻」というように報じられることに伴い事業価値・信用力等の毀損は不可避であり、金融債権者とのみ非公表の場で協議を行いながら進められるという私的整理手続のメリットは損なわれます。簡易再生スキームの利用にあたっては、簡易再生への移行が公表されることによって余儀なくされる事業価値・信用力の毀損をいかに最小化するかが、極めて重要といえます。
- (2) 事業価値毀損を最小限に抑えるには、私的整理手続不成立後、可能な限り早期に再生計画を成立させて認可決定を得ることが必要です。そこで、私的整理手続を進めている最中から、不成立になった場合の論点整理や不成立後のスキーム、スケジュールの策定などの準備が必要であり、裁判所や利害関係人との調整が必要不可欠です。他方で、私的整理手続においては当然ながら全員同意による成立を目指して対象債権者に対する説明、説得などが必要ですが、そのような説明等をしている際に並行して簡易再生スキームのための調整をするのは容易ではありません。たとえば、私的整理における事業再生計画案に対する同意に必ずしも積極的ではない対象債権者がいる場合には、簡易再生スキームに移行できるなら同意のための行内調整、稟議手続をする必要がないとされてしまう可能性もあります。本件でも、簡易再生スキームの事前の準備や債権者に対する説明を相当慎重に工夫して行いました。これは、簡易再生スキームが、一旦、私的整理の不成立を経たうえでのスキームであることから生じる課題といえます。
- (3) 簡易再生手続は、あくまで法的整理手続であり、商取引債権も債権カットの対象となることが原則の手続です。本件では、上記のとおり、持株会社であるマレリ HDのみを申立人とし、また、マレリ HDの商取引債権についても少額債権者として全額弁済することで事業価値毀損の毀損を抑えることができましたが、通常の事業会社であれば、商取引債権も相応に高額となることが多いのが実情です。産競法の改正により、私的整理から法的整理に移行した場合の商取引債権保護の予見可能性を高める試みはされているものの、商取引債権が法的に確実に保護されているわけではありません。そのため、商取引債権が多い事業会社の事案で、金融債権者の全員一致がない状況で商取引債権を全額保護した簡易再生スキームを採用することができるかは慎重な検討

企業再生・債権管理ニュースレター

が必要となります。これは、簡易再生手続が法的整理手続の一種であることから生じる課題といえます。

(4) 簡易再生手続は民事再生手続の特則であるため、別除権（再生債務者所有の財産に対する担保権）や、再生手続に入っていない物上保証人・連帯保証人に対する権利は、再生手続開始後も引き続き再生手続外で行使可能です。また、多数決によって可決される再生計画によって別除権を強制的に権利変更することはできませんし、再生計画に基づく権利変更の効力（被担保債権・主たる債権の縮減等の効力）を物上保証人や連帯保証人に及ぼすこともできません（なお、会社更生手続であれば担保権の権利行使は制限され、また担保権も多数決による権利変更の対象となりますが、会社更生手続には簡易再生手続のように迅速に手続を進める特則がありません）。本件では、全金融債権者がシンジケートローン契約の当事者であったため、当該契約上の規律（担保権者の権利行使に対する制約、担保や保証の変更に関する特約等）を活用することにより、これらの問題への対応が実務的に可能でしたが、そのような規律がない場合には、別除権者や物上保証人・連帯保証人とは個別に交渉して、合理的・画一的な解決を図らなければなりません。そのため、仮に簡易再生手続の開始要件である60%の債権者から再生計画について賛成を得られたとしても、別除権者の中に反対者がいれば、再生計画の履行可能性に疑義が生じ、簡易再生スキームはワークしないこととなります。また、連帯保証人については同様に簡易再生手続を利用することも考えられますが、たとえばグループ会社の多くが連帯保証人となっているような場合には事業価値が大幅に毀損することなども懸念されます。この点も、簡易再生スキームの課題といえます。

以上が簡易再生スキームの主たる課題ですが、このような課題が生じる根本的な原因は、簡易再生手続があくまで法的整理手続であることにありと考えられます。簡易再生スキームは、私的整理と法的整理という異なる2つの手続、制度を繋ぎあわせたスキームであることから外部関係者からは分かりづらく、また予見可能性も低くなります。マレリHDの事案では、スポンサーであるKKRが簡易再生スキームでも支援条件を維持したことから事業再生ADRと同一内容の再生計画案を策定できたため、簡易再生スキームが成功しました。しかし、予見可能性が低いとスポンサーが支援条件を維持できないというケースもあると思われます。やはり首尾一貫した一つの手続、制度の方が外部関係者からも理解しやすく、利害関係人等の予見可能性も高まると考えられます。

現在、政府の「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」において、裁判所の認可の下で事業再構築等に向けて多数決により権利変更（金融債務の減額等）を行う制度（いわゆる私的整理における多数決原理の導入）について検討が進められています。多数決原理導入にあたっては、対象債権者の範囲をどのように画するか、手続開始要件をどうするか、担保権をどのように取り扱うのか、裁判所が関与する制度にするのか等、様々な論点があります。今後、これらの論点等について議論が深められていくと思われませんが、反対債権者の権利にも影響する制度であることから、反対債権者をどのように

企業再生・債権管理ニュースレター

手続に取り込んでいくのか(特に私的整理に非協力的な債権者を手続に参加させるには、どうすればよいか)、反対債権者にどのような手続保障を確保するのかといった点は、特に重要なポイントになると思われます。公正な手続のもと、合理的かつ公平性・妥当性の高い事業再生計画案を策定し、事業価値の毀損を最小限に抑えつつ、早期に企業再生を実現する法制度となることが期待されます。当事務所では、これらの議論を引き続き注視し、随時、情報発信を行っていく予定です。

文献情報

- 論文 「詐害行為取消権の対象とならないために 事例解説 実務上の留意点」
雑誌名 株式会社中央経済社
著者 片桐 大、宮本 雄太
- 論文 「International Comparative Legal Guides to: Restructuring & Insolvency 2022 - Japan Chapter」
雑誌名 International Comparative Legal Guides to: Restructuring & Insolvency 2022
著者 石田 渉
- 論文 「The Restructuring Review 15th Edition - Japan Chapter」
雑誌名 The Restructuring Review 15th Edition
著者 片桐 大、川端 遼、原田 昂
- 論文 「< 論説 > 事業担保権の制度設計 - 法制審議会の議論を踏まえて」
雑誌名 金融法務事情 No.2191
著者 佐藤 正謙
- 本 『DES・DDSの実務 [第4版]』
出版社 株式会社きんざい
著者 藤原 総一郎(編著)、山崎 良太、稲生 隆浩(著)

NEWS

- IFLR1000's 32nd edition にて高い評価を得ました

当事務所と当事務所の弁護士が日本において 8 つの分野と 13 の業種で高い評価を受けております。Restructuring and insolvency 分野では、棚橋 元弁護士が Highly regarded に選出されました。

さらにタイ(Chandler MHM Limited)、ミャンマー(Myanmar Legal MHM Limited)

企業再生・債権管理ニュースレター

シンガポール及びベトナムにおいても各分野で高い評価を受け、各オフィスに所属する弁護士が上位グループにランキングされております。

➤ **MHM マイページ内より「Legalscape -簡易版-」をご利用いただけるようになりました**

この度、MHM マイページのコンテンツとして、Legalscape 社が提供する「Legalscape」の簡易版をご利用いただけるようになりました。

「Legalscape」は、Legalscape 社と当事務所が協業して開発している法律情報検索・閲覧システム（リーガルリサーチシステム）で、膨大な法律情報への横断的なアクセス、及び高度な分析に基づくピンポイントなアクセスを可能にするサービスです。

MHM マイページをご利用の皆様は、この「Legalscape」の簡易版を利用して、分野毎に整理されたニュースや官公庁のガイドライン・パブリックコメント等を検索・閲覧していただくことができます。

なお、「Legalscape」の正式版では、法律書籍の中身も閲覧・検索することが可能です（簡易版では書籍検索の結果のみ閲覧できます）。

ご利用についての詳細は[こちら](#)をご覧ください。皆様のご利用をお待ちしております。

（当事務所に関するお問い合わせ）
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhm-global.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com